○法務省告示第二百十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十六年八月二日法務省告示第三百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月七日

法務大臣　千葉　景子

第二号の表に次のように加える。

有限会社鈴木合金	東京都八王子市元本郷町四丁目三番六号	鋳造
有限会社手塚製作所	長野県上田市常田一丁目六番三号	工場板金
株式会社西武鉄筋工業	佐賀県武雄市北方町大字大崎四千九百十五番地一	鉄筋施工

○外務省告示第二百四十号

平成二十二年四月十五日にブジュンブラで、気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブルンジ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岡田誠司在ブルンジ臨時代理大使

ブルンジ側　オーギュスタン・ンサンゼ外務・国際協力大臣

平成二十二年五月七日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百四十一号

平成二十二年四月十九日にアビジャンで、森林保全計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコートジボワール共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十五億円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岡村善文在コートジボワール大使

コートジボワール側　カク・ジェルベ・ジャン＝マリー外務・アフリカ統合大臣

平成二十二年五月七日

外務大臣　岡田　克也

○財務省告示第百六十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成二十二年度以降の日本酒造組合中央会に交付する単式蒸留しょうちゅう製造業近代化事業費等補助金の交付に関する事務のうち次のものを国税庁長官に委任したので、同令第十六条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月七日

財務大臣　菅　直人

一　法第五条の規定に基づく補助金の交付の申請の受理

二　法第六条第一項から第三項までの規定に基づく補助金の交付の決定

三　法第七条第一項から第三項までの規定に基づく補助金の交付の条件の附加

四　法第七条第二項又は第三項の規定に基づき条件を附した場合における納付の命令

五　法第八条（法第十条第四項又は第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく決定の通知

六　法第九条第一項の規定に基づく申請の取下げの受理

七　法第十条第一項の規定に基づく決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくは条件の変更

八　法第十条第三項の規定に基づく補助金の交付に関する条件の変更

九　法第十二条の規定に基づく状況報告の受理

十　法第十三条第一項の規定に基づく補助事業の遂行の命令

十一　法第十三条第二項の規定に基づく補助事業の一時停止の命令

十二　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく実績報告の受理

十三　法第十五条の規定に基づく補助金の額の確定及び通知

十四　法第十六条第一項の規定に基づく是正のための措置の命令

十五　法第十七条第一項の規定に基づく決定の全部又は一部の取消し

十六　法第十八条第一項又は第二項の規定に基づく補助金の返還の命令

十七　法第十九条第三項の規定に基づく加算金又は延滞金の全部又は一部の免除

十八　法第二十条の規定に基づく他の補助金の交付の一時停止又は相殺

十九　法第二十一条第一項の規定に基づく徴収

二十　法第二十二条の規定に基づく財産の処分の承認

二十一　法第二十三条第一項の規定に基づく報告の徴取、立入検査及び関係者に対する質問

○中央労働委員会告示第一号

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月七日

中央労働委員会会長　菅野　和夫

第一号の表の独立行政法人国立印刷局の項の本局の項中「メンテナンスセンター長」を「センター長　研修幹事」に、「出張所長　秘書、人事、労務、文書（図書に関する事務を除く。）、監査又は経理担当の専門官　人事、労務又は経理担当の者（企画に関する事務を行う者に限る。）」を「みつまた調達所長　秘書、人事又は労務担当の専門官　労務担当の者（企画に関する事務を行う者に限る。）」に改め、同項の研究所の項中「人事、労務、文書又は経理担当の主任専門官　人事、労務、文書又は経理担当の専門官（人事、労務、文書又は経理担当の主任専門官不在の場合その職務を代行する者一人に限る。）」を「人事又は労務担当の主任専門官　人事又は労務担当の専門官（人事又は労務担当の主任専門官不在の場合その職務を代行する者一人に限る。）」に改め、同項の工場の項中「秘書、人事、労務、文書又は経理担当の主任専門官（秘書、人事、労務、文書又は経理担当の専門官（秘書、人事、労務、文書又は経理担当の主任専門官不在の場合その職務を代行する者一人に限る。）」に改め、同項の本局の項中「メンテナンスセンター長」を「センター長　研修幹事」に、「出張所長　秘書、人事、労務、文書（図書に関する事務を除く。）、監査又は経理担当の専門官　人事、労務又は経理担当の者（企画に関する事務を行う者に限る。）」を「みつまた調達所長　秘書、人事又は労務担当の専門官　労務担当の者（企画に関する事務を行う者に限る。）」に改め、同項の研究所の項中「人事、労務、文書又は経理担当の主任専門官　人事、労務、文書又は経理担当の専門官（人事、労務、文書又は経理担当の主任専門官不在の場合その職務を代行する者一人に限る。）」を「人事又は労務担当の主任専門官　人事又は労務担当の専門官（人事又は労務担当の主任専門官不在の場合その職務を代行する者一人に限る。）」に改め、同項の市ヶ谷センターの項を削り、同表の独立行政法人農林水産消費安全技術センターの項の農林水産消費安全技術センター地域センターの項中「　部長」を削る。

○農林水産省告示第七百八号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第四十三条の規定に基づき、昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百九十七号（家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年五月七日

農林水産大臣臨時代理　国務大臣　福島　瑞穂

表第一項第十三号中「マルフリギ・フリゴリフィコス・イ・コメルシオ・デ・アリメントス会社」を「マルフリギ・アリメントス会社」に改め、同項中第七十六号を削り、第七十七号を第七十六号とし、第七十八号から第八十一号までを一号ずつ繰り上げ、第八十二号を第八十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十二　遼寧贏徳食品集団有限公司の登録番号第二一〇〇／〇三二一八号の施設（中華人民共和国・遼寧省開原市所在）

表第一項第百七号中「文登文泰食品有限公司」を「文登市山泰食品有限公司」に「文登香水路六号」を「山東省文登市」に改め、同項第百十号中「青島雅優益食品有限公司」を「青島遠達行食品有限公司」に改め、同項第百十三号中「栄成泰祥水産食品有限公司」を「栄成泰祥食品股份有限公司」に改め、同項中第百十五号を削り、第百十六号を第百十五号とし、第百十七号を第百十六号とし、第百十八号を第百十七号とし、同項第百十九号中「青島万福集団股份有限公司万福冷蔵厂」を「青島六和万福食品有限公司」に改め、同号を第百十八号とし、同項中第百二十号を第百十九号とし、第百二十一号から第百二十六号までを一号ずつ繰り上げ、第百二十七号を第百二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。